

## 和泉市子どもの育みに関する条例（素案）

## ～輝く子どもを育む教育のまち和泉市～

令和3年4月1日  
条例第 号

## 前文

和泉の子どもは、全てかけがえのない存在であり、和泉市の宝です。一人ひとりが夢と希望をもち、人の痛みがわかり、人を思いやり、力をあわせて前に進む社会の一員として育つことを、私たちは願っています。

それぞれが一人の人間として個性が認められ、差別、いじめ、暴力、虐待その他の人権侵害から守られ、その尊厳と権利は尊重されるべきものです。

現在、わが国は本格的な少子高齢化・人口減少を迎え、先行きが不透明な状況にあります。さらに、人々のニーズや社会問題が多様化・複雑化しています。

現代社会の課題が山積する中、学校教育はもとより、家庭の教育力、地域での支援活動の重要性も高まっており、今こそ、地域一体となって子育てを進め、人と人とのつながりを再構築することが強く求められています。

また、家庭の経済力をはじめとする子どもを取り巻く状況の違いが、子どもの教育を受ける権利の格差につながらないように、社会全体の課題として乗り越えるべきです。

先人たちが築いてきた礎をもとに、今、和泉市は、豊かさと活気を感じることでできる新たなまちづくりを積極的に進めています。

全ての大人が子どもたちの健やかな成長を願い、和泉市で子どもを育てたいと思えるよう、子どもの学びを保障し、成長する環境を整える必要があります。

このことにより、次代を担う子どもたちが大人になっても、和泉市民であるという誇りをもって、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統や文化薫るふるさと和泉を愛することが、和泉市の明るい未来の発展へとつながります。

そのため、今こそ、豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身につけた子どもが育つまちの実現をめざし、この条例を制定します。

## （目的）

**第1条** この条例は、「生命・人格・人権」を尊重し、あいさつなどの礼儀をわきまえながら、感謝の心を持って、生涯を通して自分の個性を伸ばすことのできる人が育つ環境を整え、確保することで、豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を備えた、未来を担う子ども（以下、「輝く子ども」という）が育ち、輝く子どもを育む教育のまち和泉市の実現に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 父母や子どもを現に養育する者をいう。
- (3) 学校園 学校、幼稚園、保育所、認定こども園、その他これらに類するものをいう。
- (4) 地域の団体等 本市の区域内で活動している社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、青少年教育団体（P T A・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第2項に規定する青少年教育団体をいう。）、町会・自治会、こども会、その他これらに類する団体及び地域住民をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行なう者又は団体をいう。

(基本理念)

**第3条** 輝く子どもを育む教育のまち和泉市の実現にあたっては、次に掲げることを基本理念に取組みを行う。

- (1) 子どもが夢と希望をもって健やかに成長することを願い、子どもを温かく見守り、その人格を尊重する。
- (2) 子どもたちが、人と人とを互いに尊重し合い、規範意識と豊かな情操を育む取組みを推進する。
- (3) 市長、教育委員会、学校園、保護者、地域の団体等及び事業者は、それぞれの責務及び役割を果たし、かつ、相互に連携協力し、子どもたちを社会全体で見守る。

(市長の責務)

**第4条** 市長は、基本理念にのっとり、輝く子どもが育つよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 教育委員会や学校園が、必要な施策や事業を遂行できるよう、教育委員会の機能強化や事業への配慮等、教育環境の整備。
- (2) 子どもの教育を受ける機会の均等が確保されるよう、子育て、福祉、雇用をはじめとした施策の展開。
- (3) 子どもが郷土和泉を誇りに思い、愛する心を持ちうるよう、知育、徳育及び体育を伸ばす施策の展開。
- (4) 教育委員会との連携が深まるよう、総合教育会議の開催。

(教育委員会の責務)

**第5条** 教育委員会は、基本理念にのっとり、輝く子どもが育つ基盤整備、環境づくり及び学びの保障に中心的な役割を果たすため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 学校園と保護者、地域の団体等及び事業者が相互に連携し、子どもたちを見守る仕組みづくりの立案、必要な施策の展開、学校園への助言・支援。
- (2) 学びの保障に向けた学校園に対する必要な施策の展開、学校園への助言・支援。

(学校園の責務)

**第6条** 学校園は、基本理念にのっとり、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、子どもが将来を自ら拓ける「生きる力」を身に付けることができるよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輝く子どもが育つ教育及び保育の推進、学びの保障を意識したより良い教育及び保育を行うこと。
- (2) 保護者、地域の団体等及び事業者と連携した取組みを推進し子どもの見守りを行うこと。
- (3) 機会を捉えて子どもの豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力の状況、課題等を分析し、教育委員会、保護者及び学校協議員又は学校運営協議会、その他の関係機関と情報共有を行うこと。

(保護者の役割)

**第7条** 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの教育及び保育に責任をもつ者として、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤及びすべての教育の出発点であることから、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- (1) 子どもが心身ともに安らげる家庭環境をつくること。
- (2) 家庭における学習の習慣化及び学習時間の十分な確保並びにそのための環境をつくること。
- (3) 子どもの望ましい食習慣をはじめ子どもとともに考え、行動しながら、基本的な生活習慣の形成を図ること。
- (4) 市及び学校園等から協力を要請される事項について、社会総がかりの取組みと理解すること。

(地域の団体等の役割)

**第8条** 地域の団体等は、基本理念にのっとり、子どもを地域社会の一員として守り、育てる重要な役割があることから、次に掲げる事項の実施に努める。

- (1) 子どもが安心して教育及び保育を受けられるよう見守ること。
- (2) 学校園の教育及び保育を支援すること。
- (3) 子どもが健やかに成長する環境を確保すること。
- (4) 子どもが社会性を養うための活動や体験等を積極的に推進すること。

(事業者の役割)

**第9条** 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力を意識して、子どもの健やかな成長を支援する活動を行ない、子どもへの支援に関する施策に協力するよう努める。

- 2 事業者は、雇用する保護者が子どもに接する時間を十分に確保できるよう、仕事と子育ての両立についての配慮に努める。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。